

平成 28 年熊本地震に伴う労災・適用徴収に関する Q & A

(平成 28 年 5 月 10 日)

熊本地震に伴い、労働保険料の納期限の延長措置等を実施しておりますので、この Q & A をご参照いただければと考えております。

なお、個別の事案ごとの具体的な取扱いやご相談は、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【目次】

1. 適用徴収業務関係

(申告・納期限の延長関係)

- Q 1 労働保険料の納期限の延長措置とは何ですか。 P. 1
- Q 2 いつまで延長されるのですか。 P. 1
- Q 3 延長後の具体的な納期限を教えてください。 P. 1
- Q 4 労働保険事務組合ですが、延長後の具体的な納期限を教えてください。 P. 1
- Q 5 口座振替納付を行っている事業場（事務組合）です。具体的な延長後の納
期限を教えてください。 P. 2
- Q 6 地震で被害を受けました。納期限を延長したいのですが、申請等は必要で
すか。 P. 2
- Q 7 熊本県以外に事業場があり、地震により被害を受けています。納期の延長
措置は受けられますか。 P. 2

(年度更新関係)

- Q 8 申告・納期限が延長されていますが、年度更新の開始日も変わるのですか
(6月1日より後ろにずれて始まりますか)。 P. 2
- Q 9 年度更新申告書が送付されてきましたが、期間が延長されていません。ど
うしたらいいですか。 P. 3
- Q 10 熊本県内に所在する事業場ですので期限が一律に延長されていますが、
当社は被害も少なく、例年どおり手続きを行いたいのですが、できないので
すか。 P. 3

(納付の猶予関係)

- Q 11 「納付の猶予」が受けられる場合があると聞きました。どのようなもの
ですか。 P. 3
- Q 12 「納付の猶予」の条件である「相当の損害」とは、どの程度ですか。 P. 3

- Q 1 3 「納付の猶予」を申請したいのですが、どのような書類を提出する必要がありますか。 P. 3
- Q 1 4 「納付の猶予」は何処に申請したらいいですか。 P. 4
- Q 1 5 「納付の猶予」の申請に期限はありますか。 P. 4

(保険料の免除関係)

- Q 1 6 地震による被害が甚大で、とても労働保険料を払えません。被害が大きい場合、労働保険料は免除されませんか。 P. 4

(労働保険事務組合関係)

- Q 1 7 事務組合に委託をしている事業主ですが、今回の地震で委託していた労働保険事務組合が被災し、労働保険事務を行えないとの連絡がありました。どうすればいいですか。 P. 4
- Q 1 8 事務組合ですが、今回の地震で委託を受けている事業場が被災し、すべての事業場分の労働保険料が納付できません。どうすればいいですか。 . . . P. 5

2. 労災保険給付業務関係

- Q 1 9 仕事中に地震に遭遇して、ケガをしたのですが、労災保険が適用されますか。 P. 5
- Q 2 0 被災地へ出張していた際、出張用務中に地震に遭い、ケガをした(死亡した)場合、労災保険が適用されるのでしょうか。 P. 5
- Q 2 1 業界団体からの要請に基づいて従業員を被災地に派遣(在籍出向・転籍出向)させる場合、赴任途上も含めて現地での業務・通勤に労災保険は適用されるのでしょうか。 P. 5
- Q 2 2 休憩時間中に地震にあつて負傷した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。 P. 5
- Q 2 3 外回りの営業に出ていた従業員が地震で負傷した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。 P. 6
- Q 2 4 現在、避難所で生活していますが、労災の請求はどこにすればいいですか。 P. 6
- Q 2 5 現在休業補償給付を受けています。避難所にいるため、いつも使っていたATMが遠くなりました。振り込んでもらう口座を変更したいのですが、どうしたらよいのでしょうか。 P. 6
- Q 2 6 自宅が震災のため倒壊し、避難所から会社へ通勤していますが、その途上でケガをした場合、通勤災害になりますか。 P. 6
- Q 2 7 いつも電車で通勤していますが、地震のため電車のダイヤが大幅に乱れているため、通常より2時間以上早く自宅を出て会社へ向かっている際にケガをした場合、通勤災害になりますか。 P. 6

- Q 2 8 地震で電車が止まってしまったので、4時間歩いて家に帰りました。その時にケガをした場合、通勤災害になりますか。・・・・・・・・ P. 6
- Q 2 9 電車が止まっていたため、その日は会社近くのホテルに宿泊し、翌朝ホテルから出勤する途上でケガをしました。この場合通勤災害になりますか。 P. 7
- Q 3 0 地震のため電車が動いておらず、職場で一晩とまってから翌朝帰宅しました。帰宅途中でケガをした場合、通勤災害になりますか。・・・・・・・・ P. 7
- Q 3 1 地震でケガをして入院している妻の看護のために、寝泊まりしている病院から出勤する途中でケガをしましたが、通勤災害になりますか。・・・・ P. 7
- Q 3 2 地震で自宅が倒壊したため、その後は友人の家に一時的に住まわせてもらっています。友人の家から会社まで行く際のケガは通勤災害になりますか。・・・・・・・・ P. 7
- Q 3 3 地震により通院していた医療機関が損壊した場合、転医の手続はどのようにしたらよいのでしょうか。・・・・・・・・ P. 7
- Q 3 4 地震により通院していた医療機関が倒壊し、遠くの医療機関に転医せざるを得ない場合、通院費は支給されるのでしょうか。・・・・ P. 8
- Q 3 5 地震により車いすが壊れてしまった場合、再度支給されるのでしょうか。・・・・・・・・ P. 8
- Q 3 6 労災年金の請求書等を提出したいのですが、自分のマイナンバーがわかりません。・・・・・・・・ P. 8

1. 適用徴収業務関係 (申告・納期限の延長関係)

Q1 労働保険料の納期限の延長措置とは何ですか。

(答)

熊本地震による被害にかんがみ、熊本県内に所在地を有する事業場等について、労働保険の申告書の提出期限、保険料等の納期限を延長するものです。

(厚生労働省HP) 平成28年熊本地震関連情報<社会保険・労働保険

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431.html>

(参考)

熊本県に所在地を有する労働保険事務組合と、これに労働保険事務を委託している事業場も含む。

労働保険料のほか、一般拠出金及び特別保険料も対象。

Q2 いつまで延長されるのですか。

(答)

被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、具体的な日は、まだ決まっていません。決まりましたら、厚生労働省のホームページ等で周知を行うこととしています。

(参考)

災害のやんだ日から2か月以内の日を定めることとされている。

※「災害のやんだ日」は、個々の被災の状況により個別に判断することとしている。

Q3 延長後の具体的な納期限を教えてください。

(答)

被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、具体的な日は、まだ決まっていません。決まりましたら、厚生労働省のホームページ等で周知を行うこととしています。

(参考)

28年度の通常時は、①第1期・全期は7月11日、②第2期は10月31日、③第3期は1月31日となります。

Q4 労働保険事務組合ですが、延長後の具体的な納期限を教えてください。

(答)

被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、具体的な日は、まだ決まっていません。決まりましたら、厚生労働省のホームページなどで周知を行うこととしてい

ます。

(参考)

28年度の通常時は、①第1期・全期は7月11日、②第2期は11月14日、③第3期は2月14日となります。

Q5 口座振替納付を行っている事業場（事務組合）です。具体的な延長後の納期限を教えてください。

(答)

被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、具体的な日は、まだ決まっていません。決まりましたら、厚生労働省のホームページなどで周知を行うこととしています。

(参考)

28年度の通常時は、①第1期・全期は9月6日、②第2期は11月14日、③第3期は2月14日となります。

Q6 地震で被害を受けました。納期限を延長したいのですが、申請等は必要ですか。

(答)

(所在地を確認の上) 熊本県内に所在地を有する事業場等については、(厚生労働省告示で) 地域が指定されており、一律に申告・納期限が延長されますので、申請等は必要ありません。

Q7 熊本県以外に事業場があり、地震により被害を受けています。納期の延長措置は受けられますか。

(答)

①熊本県内に所在地を有する事業場、
②平成28年4月14日(災害発生日)において熊本県内に所在地を有する労働保険事務組合、
③同日において熊本県内に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している事業場
でなければ、納期限の延長措置は受けられません。

しかし、他県の方でも、一定の条件を満たしていれば、「納付の猶予」を受けられる場合があります。

(年度更新関係)

Q8 申告・納期限が延長されていますが、年度更新の開始日も変わるのですか(6月1日より後ろにずれて始まりますか。)

(答)

年度更新の開始日（6月1日）は、変更ありません。

Q 9 年度更新申告書を送付されてきましたが、期間が延長されていません。どうしたらいいですか。

(答)

（所在地を確認の上）熊本県内の事業場等については、送付した資料については、地震発生前に作成しましたので、印刷が間に合っていないですが、一律申告・納付期限が延長されています。延長される期間については、厚生労働省のホームページなどをご確認ください。

（所在地を確認の上）熊本県外の事業場等については、申告・納付期限が延長されていないので、資料に記載のあるとおり、6月1日から7月11日までに申告・納付ください。

Q 1 0 熊本県内に所在する事業場ですので期限が一律に延長されていますが、当社は被害も少なく、例年どおり手続きを行いたいのですが、できないのですか。

(答)

（所在地を確認の上）熊本県内の事業場等については、申告・納付期限が一律延長されますが、自主的に通常の期間中に手続きを行っていただくことは可能です。

（納付の猶予関係）

Q 1 1 「納付の猶予」が受けられる場合があると聞きました。どのようなものですか。

(答)

地震により事業財産に相当の損失を受け、労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請を行っていただくことにより、一定期間の納付の猶予を受けることできる制度があります。

Q 1 2 「納付の猶予」の条件である「相当の損害」とは、どの程度ですか。

(答)

事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）のおおむね20%以上に損失を受けた場合です。

Q 1 3 「納付の猶予」を申請したいのですが、どのような書類を提出する必要がありますか。

(答)

労働局又は労働基準監督署に用意してある、「納付猶予申請書」と「被災明細書」を提出いただく必要があります。※ 該当労働局又は監督署の電話番号を案内。

また、「納付猶予申請書」は、厚生労働省のホームページからダウンロードすることができます。

(厚生労働省HP) 労働保険料等を一時に納付できない方のための猶予制度について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/yyu_yo.html

Q14 「納付の猶予」は何処に申請したらいいですか。

(答)

事業場の所在地を管轄する労働局又は労働基準監督署に必要な書類を提出していただく必要があります。※ 該当労働局又は監督署の電話番号を案内。

Q15 「納付の猶予」の申請に期限はありますか。

(答)

災害がやんだ日から2か月以内に申請いただく必要があります。

なお、「災害のやんだ日」については、個々の被災の状況により個別に判断することになりますので、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

(保険料の免除関係)

Q16 地震による被害が甚大で、とても労働保険料を払えません。被害が大きい場合、労働保険料は免除されませんか。

(答)

今回の地震に関し受けられる措置は、労働保険料の申告・納期限の延長措置や納付の猶予措置で、保険料は免除されません。

なお、労働保険料の納付に関する相談については、労働局にご相談ください。

(労働保険事務組合関係)

Q17 事務組合に委託をしている事業主ですが、今回の地震で委託していた労働保険事務組合が被災し、労働保険事務を行えないとの連絡がありました。どうすればいいですか。

(答)

事務組合に委託している事業場については、被災日である平成28年4月14日に熊本県内に主たる事務所がある事務組合に労働保険事務処理を委託していれば、申告・納期限の延長を受けられます。

なお、その他の詳しい事務処理方法については、管轄の労働局にご相談ください。

Q18 事務組合ですが、今回の地震で委託を受けている事業場が被災し、すべての事業場分の労働保険料が納付できません。どうすればいいですか。

(答)

事務組合は、被災日である平成28年4月14日に熊本県内に主たる事務所がある事務組合については申告・納期限の延長を受けられます。

なお、その他の詳しい事務処理方法については、管轄の労働局にご相談ください。

2. 労災保険給付業務関係

Q19 仕事中に地震に遭遇して、ケガをしたのですが、労災保険が適用されますか。

(答)

仕事中に地震に遭い、ケガをされた(死亡された)場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。これは、地震によって建物が倒壊する等という危険な環境下で仕事をしていただと認められるからです。「通常」として扱っているのは、仕事以外の私的な行為をしていた場合を除くためです。

Q20 被災地へ出張していた際、出張業務中に地震に遭い、ケガをした(死亡した)場合、労災保険が適用されるのでしょうか。

(答)

出張は、開始から終了まで業務遂行性(業務命令に服している状態)があるとされていますので、この間に地震などの災害に遭った場合には、私的行為中などを除いて、労災保険の適用があります。

Q21 業界団体からの要請に基づいて従業員を被災地に派遣(在籍出向・転籍出向)させる場合、赴任途上も含めて現地での業務・通勤に労災保険は適用されるのでしょうか。

(答)

お尋ねの場合では、出向先までの赴任途中の災害については、原則、出向先の労災保険が適用されます。また、出向先での勤務が始まった場合には、通常の勤務となるので業務災害や通勤災害の適用があります。なお、出向ではなく、出張として派遣されたときは、出張開始から終了までに起こった災害は、私的行為中などを除いて、労災保険が適用されます。

Q22 休憩時間中に地震にあつて負傷した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。

(答)

休憩時間中でも事業場の管理する施設(会社の建物の中など)にいる時に、地震があり、建物が倒壊して被災した場合には、仕事と同じ考え方(Q1)で業務上の災害として労災保険給付が受けられます。

Q23 外回りの営業に出ていた従業員が地震で負傷した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。

(答)

事業場の外で勤務しているときに地震に遭遇し、被災した場合には、その時に明らかに私的行為中でない限り、危険な環境で仕事をしていたとして業務災害と認められ、労災保険給付が受けられます。

Q24 現在、避難所で生活していますが、労災の請求はどこにすればいいですか。

(答)

労災の請求は、通常、事業場(会社)を管轄する労働基準監督署に請求書を提出していただきますが、郵送での提出も可能ですし、最寄りの監督署へ提出をご相談いただくことも可能です。

Q25 現在休業補償給付を受けています。避難所にいるため、いつも使っていたATMが遠くなりました。振り込んでもらう口座を変更したいのですが、どうしたらよいのでしょうか。

(答)

お振り込み口座の変更は休業補償給付の請求書でできます。請求書に「口座変更」欄があるので、新たに希望する口座を記載して提出してください。

Q26 自宅が震災のため倒壊し、避難所から会社へ通勤していますが、その途上でケガをした場合、通勤災害になりますか。

(答)

地震により自宅が倒壊等したために避難所で生活をされている方は、避難所が「住居」となりますので、「住居」から会社へ向かう際の災害は通勤災害として認められます。

Q27 いつも電車で通勤していますが、地震のため電車のダイヤが大幅に乱れているため、通常より2時間以上早く自宅を出て会社へ向かっている際にケガをした場合、通勤災害になりますか。

(答)

会社に早く行かなければいけない事情がある場合には、その事情の範囲内で早めに出勤しても通勤として認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、ご注意ください。

Q28 地震で電車が止まってしまったので、4時間歩いて家に帰りました。その時にケガをした場合、通勤災害になりますか。

(答)

普段通勤に使用している電車等がその運行状況によって使用できずに、歩いて帰らざるを得ない状況であれば、通勤と認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、ご注意ください。

Q29 電車が止まっていたため、その日は会社近くのホテルに宿泊し、翌朝ホテルから出勤する途中でケガをしました。この場合通勤災害になりますか。

(答)

地震によって電車が運休し、自宅に帰ることができずに会社近くのホテルに泊まった場合には、宿泊したホテルを「住居」と認められます。したがって、翌日、会社に勤務のため向かう行為は通勤と認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、ご注意ください。

Q30 地震のため電車が動いておらず、職場で一晩泊まってから翌朝帰宅しました。帰宅途中でケガをした場合、通勤災害になりますか。

(答)

電車が動かないというようなやむを得ない事情がある場合、職場に宿泊してから帰宅する際のケガは通勤災害として認定されます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、ご注意ください。

Q31 地震でケガをして入院している妻の看護のために、寝泊まりしている病院から出勤する途中でケガをしたが、通勤災害になりますか。

(答)

看護のために病院で寝泊まりをしている場合、病院から会社へ行く際のケガは通勤災害として認定されます。

Q32 地震で自宅が倒壊したため、その後は友人の家に一時的に住まわせてもらっています。友人の家から会社まで行く際のケガは通勤災害になりますか。

(答)

お尋ねのような事情がある場合には、友人宅が「住居」と認められますので、通勤災害として認定されます。

Q33 地震により通院していた医療機関が損壊した場合、転医の手続はどのようにしたらよいでしょうか。

(答)

転医後の労災指定医療機関に「療養(補償)給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届」様式第6号(通勤災害の場合は様式第16号の4)を提出して下さい。

※今回の地震により被災労働者の所属事業場が損壊した等の理由から、様式第 6 号又は様式第 16 号の 4 に事業主証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも請求書を提出することができます。

なお、離職後に届け出る場合には、事業主証明は必要ありません。

Q34 地震により通院していた医療機関が損壊し、遠くの医療機関に転医せざるを得ない場合、通院費は支給されるのでしょうか。

(答)

住居地と同一市内に医療機関があるものの、地震による道路の寸断により通院が困難なため隣の市にある通院可能な医療機関に通院せざるを得なくなったものと認められた場合には、労災保険から交通費が支給されます。

Q35 地震により車いすが壊れてしまった場合、再度支給されるのでしょうか。

(答)

労災保険で支給した車いすが故障した場合、耐用年数の状況等に応じて新たに支給若しくは修理を行うことができます。

ご相談のように、地震によりお使いの車いすが壊れ、修理不能となった場合には、耐用年数が過ぎていなくても再支給を行うことができます。

Q36 労災年金の請求書等を提出したいのですが、自分のマイナンバーがわかりません。

(答)

震災でお手元にマイナンバーがわかるものがない場合は、その旨を監督署の職員に伝えた上で、マイナンバーを記載せずに請求書等を提出していただいて構いません。